

仲裁手続研修講座（関東）のご案内

このたび、社団法人日本仲裁人協会は、2011年度仲裁手続研修講座（関東）（以下「本講座」といいます）を、下記のとおり開催します。本講座は、仲裁の利用を検討している方に仲裁手続の基礎知識を習得していただくことを目的とします。即ち、仲裁のメリットを知り、積極的に活用したいと考える企業法務及び企業国際業務担当者、弁護士、弁理士、司法書士等の専門家等の方に広く受講していただきたい内容となっております。

なお、当協会は仲裁人として職務を行うに必要な知識を有することを確認するために行う仲裁人検定試験を定期的に実施しております。仲裁人検定試験の受検資格を得るためにには、当協会の会員であることが要件となる他、本講座の修了及び仲裁人研修講座（実践編）の修了が必要となります。が、本年度の仲裁人研修講座（実践編）は開催を中止し、来年度以降に仲裁人研修講座（実践編）又はその代替講座等を実施する予定であることについて、ご留意ください。本年度の仲裁人検定試験については、昨年度までに受検資格を得た方、及び昨年度までに仲裁人研修講座（実践編）を修了しており、本講座の修了により受検資格を得る方を対象として、実施する予定でございます。

社団法人 日本仲裁人協会

記

【仲裁手続研修講座】

〔目的〕 仲裁手続の概要、仲裁法の基本的内容と重要なポイントについての理解を目的といたします。

〔日程及び主要内容〕

第1回 2011年11月4日（金）	ADR概論及び仲裁合意
第2回 2011年11月7日（月）	仲裁人受任手続から準備手続
第3回 2011年11月11日（金）	証拠調べ仲裁審問手続
第4回 2011年11月18日（金）	仲裁判断の作成・執行・取消
時間はいずれも 18～20時	

〔場所〕 弁護士会館17階1702号会議室（東京都千代田区霞ヶ関1-1-3）

〔講師〕 森下哲朗氏（上智大学法科大学院教授）

〔受講料〕 一般：3万5000円、当協会会員：2万5000円

なお、今回、当協会の会員となることをご希望の場合、当協会HPを通じて先に登録を行って頂きたくお願い申し上げます。

【主催】 社団法人日本仲裁人協会

【申込】 当協会HP (<http://arbitrators.jp/index.php>) に掲載されている「仲裁手続研修講座申込書」をダウンロードしてご記入の上、当協会（FAX：03-3580-9899）まで、ご連絡ください。

【連絡先】 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3

社団法人日本仲裁人協会事務局（TEL 03-3580-9870／FAX 03-3580-9899）

以上